

議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

学校教育課 学事係

議案名

議案第73号 桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

令和5年3月31日をもって桐生市立東幼稚園及び桐生市立川内南幼稚園を廃園するため、桐生市立学校設置条例から2園を削除するものです。

概要

桐生市立東幼稚園及び桐生市立川内南幼稚園を廃園するため、桐生市立学校設置条例第7条の表から2園を削除します。

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

幼稚園の入園対象となる0歳から5歳までの桐生市における人口は、令和4年3月末現在で3,010人であり、平成25年3月末の4,628人に比べ10年間で1,618人、35.0%減少しており、少子化が進んでいる状況です。このような中、市立幼稚園の入園状況は、定員を大幅に下回る状況が続いており、入園児数も年々減少しています。

また、施設については、昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多く、老朽化が進んでいる状況です。

このような現状を踏まえ幼稚園の配置を見直していくことが必要であると考え、園児数が大きく減少し、施設の老朽化が進み、耐震化が未実施であるということから東幼稚園・川内南幼稚園を今回廃園するものです。

廃園に当たり、令和5年度以降は、東幼稚園の園児については西幼稚園で、川内南幼稚園の園児については相生幼稚園で受け入れる体制を整えます。なお、希望によっては他の園での受入れも可能です。

以上のようなことから、廃園する2園について条例から削除するものです。